



春暖の候、平間・東地区の土地区画整理事業の権利者の皆様方には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、平間・東地区土地区画整理事業の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、3月24日(金)の長崎県による換地処分の公告により、3月25日(土)から新しい地番の施行とともに、地目や清算金の額等が確定し、皆さまには、大変お忙しい中、それぞれ必要な手続きをさせていただいていることと思います。

今回のかかわら版は、同封の「清算金確定通知書」の送付にあわせて、特にお知らせしたい事項を掲載しておりますので、「かわら版No.55・住所変更手続きのしおり」、「かわら版No.56」と合わせて、今一度ご確認くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。



1. 清算金確定通知書について

今回、「**清算金確定通知書**」を同封(下記※を除く)いたしております。

「清算金確定通知書」記載の金額は、令和4年12月26日付けで送付いたしました「換地処分通知書」のとおりです。複数の土地に交付と徴収がある場合には、それらを相殺した額を記載しています。内訳は、同封の「**清算金内訳書**」をご確認ください。

また、供託すべき額に記載がある場合、当該交付金は法務局に供託いたします。

※「**通知書の同封がない**」場合は、土地の売買や相続等で「**換地処分通知書**」に記載の内容に**変更が生じている**場合です。権利関係や清算金の供託の要否などの確認が終わり次第、4月下旬頃をめどに「換地処分通知書」及び「清算金確定通知書」を送付させていただきます。



2. 清算金(徴収)の分割払いについて

清算金が徴収の権利者様が、**分割払い**を希望される場合には、「**清算金分割納付申請書**」を提出していただいています。提出がお済みでない方は、下記の提出期限までにご提出ください。申請書の様式は裏面記載のホームページからダウンロードできるほか、当事務所に用意しています。

提出期限 令和5年5月8日(月曜日) ※5月3日が休日のため
(郵送の場合；当日消印有効)

※期限を過ぎますと、「**一括払い**」でのお支払いとなりますので、ご注意ください。

※「**一括払い**」と「**分割払い**」を迷っておられる場合には、提出期限までに東長崎土地区画整理事務所にご相談ください。

※分割払いの条件や金利等については、3月8日発行の「かわら版No.55」の5ページ【**清算金の分割払いでの注意事項**】に掲載していますのでご覧ください。



3. 清算金に係るその他の手続きについて

下記に該当する場合には、手続きをしていただいています。
詳しくは、「かわら版No.55」の3ページ以降をご覧ください。

ア 清算金(交付)を受け取る方を変更される場合

債権者に代わって清算金の受け取りを希望される場合には、「**清算金債権の譲渡届出書**」を提出いただいています。(期限：7月31日(月))

※債権者全員からの同意が必要となります。

※債権者全員の押印(実印)が必要です。(印鑑登録証明書添付)

イ 相続が発生した場合

(ア) 清算金が**交付**の権利者様に相続が生じた場合

「**清算金債権の承継届出書**」を提出していただいています。(随時)

(イ) 清算金が**徴収**の権利者様に相続が生じた場合

「**清算金債務の承継届出書**」を提出していただいています。(随時)

※(ア)と(イ)いずれも相続人全員からの同意が必要となります。

※(ア)と(イ)いずれも相続人全員の押印(実印)が必要です。(印鑑登録証明書添付)

ウ 清算金(徴収)の納付について重畳的債務を希望される場合

「重畳的債務引受け」とは、債務者と債務引受人が連帯債務を負う形式の債務の引受方法です。土地等の売買契約を締結した際に、契約書の中で規定されている場合があります。この場合、債務者も債務に対する責任は免除されません。

その際は、「**重畳的債務の引受け承認申請書**」を債務者及び債務引受人の連名で提出いただいています。合わせて、契約書等契約内容が分かる書類の添付が必要です。

【お願い】

◎ 清算金の受領者や支払者の変更・相続等がありましたら、まずは、東長崎土地
区画整理事務所(095-839-5381)にご連絡ください。

◎ 手続きのための様式は、下記ホームページでダウンロードできるほか、東長崎
土地区画整理事務所に準備していますので、お問い合わせください。

(市ホームページ)

東長崎土地区画整理事業



<https://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/660000/669002/index.html>



4. その他

◎ 保留地をご購入された皆様には、別途、手続きについてのご案内を送付させていただきますので、よろしくお願ひします。

長崎市まちづくり部 東長崎土地区画整理事務所
〒851-0133 長崎市矢上町40番28号
☎ 095-839-5381 ☎ 095-837-1046

